



鳥取県公報

平成 26 年 1 月 31 日 (金)
号外第 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 3 項に規定する任意入院者の 症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例(1) (障がい福祉課) 3
◇ 規 則	鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部 の施行期日を定める規則(4) (水産課) 4 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (5) (〃) 5

=====公布された条例のあらまし=====

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 趣旨について定めた規定中引用している精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

市場施設のうち仲卸店舗を廃止することに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 市場の面積は、91,030平方メートル（現行 99,593平方メートル）とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成26年1月31日とする。

条 例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 1 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第 1 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年鳥取県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第3項の規定に基づき、<u>同項</u>に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第3項の規定に基づき、<u>法第22条の4第2項</u>に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

規 則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年 1 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 4 号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第80号）第 2 条の規定の施行期日は、平成26年 1 月 31 日とする。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 1 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 5 号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則（昭和57年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(市場の位置及び面積等)</p> <p>第 2 条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）の位置及び面積は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">位置</td> <td style="text-align: center;">面積</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">境港市昭和町</td> <td style="text-align: center;">91,030平方メートル</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(許可証の掲示)</p> <p>第12条 仲卸業者は、仲卸業務許可証を卸売業務施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>様式第 2 号（第 9 条関係）</p> <p style="text-align: center;">仲卸業務許可申請書</p> <p style="text-align: center;">職 氏名 様</p> <p>鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第 3 条第 1 項の規定により仲卸業務の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者 (法人にあっては、所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年間の卸売業務施設内での販売見込み</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	位置	面積	境港市昭和町	91,030平方メートル	略		年間の卸売業務施設内での販売見込み	略	略		<p>(市場の位置及び面積等)</p> <p>第 2 条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）の位置及び面積は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">位置</td> <td style="text-align: center;">面積</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">境港市昭和町</td> <td style="text-align: center;">99,593平方メートル</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(許可証の掲示)</p> <p>第12条 仲卸業者は、仲卸業務許可証を<u>仲卸店舗内又は卸売業務施設内</u>の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>様式第 2 号（第 9 条関係）</p> <p style="text-align: center;">仲卸業務許可申請書</p> <p style="text-align: center;">職 氏名 様</p> <p>鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第 3 条第 1 項の規定により仲卸業務の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者 (法人にあっては、所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年間の<u>仲卸店舗</u>(卸売業務施設)内での販売見込み</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	位置	面積	境港市昭和町	99,593平方メートル	略		年間の <u>仲卸店舗</u> (卸売業務施設)内での販売見込み	略	略	
位置	面積																				
境港市昭和町	91,030平方メートル																				
略																					
年間の卸売業務施設内での販売見込み	略																				
略																					
位置	面積																				
境港市昭和町	99,593平方メートル																				
略																					
年間の <u>仲卸店舗</u> (卸売業務施設)内での販売見込み	略																				
略																					

<p>添付書類 略 備考 略</p> <p>様式第 4 号 (第10条関係) 仲卸業務許可更新申請書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する 条例第 4 条第 1 項の規定により仲卸業務の許可の更新 を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p>申請者 (法人にあつては、所在地) 氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び 代表者の氏名) 記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"><u>卸売業務施設</u> 内での販売</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>添付書類 略 備考 略</p>	略		<u>卸売業務施設</u> 内での販売	略	略		<p>添付書類 略 備考 略</p> <p>様式第 4 号 (第10条関係) 仲卸業務許可更新申請書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する 条例第 4 条第 1 項の規定により仲卸業務の許可の更新 を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p>申請者 (法人にあつては、所在地) 氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び 代表者の氏名) 記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"><u>仲卸店舗 (卸</u> <u>売業務施設)</u> 内での販売</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>添付書類 略 備考 略</p>	略		<u>仲卸店舗 (卸</u> <u>売業務施設)</u> 内での販売	略	略	
略													
<u>卸売業務施設</u> 内での販売	略												
略													
略													
<u>仲卸店舗 (卸</u> <u>売業務施設)</u> 内での販売	略												
略													

附 則

この規則は、平成26年 1 月 31 日から施行する。